

さ情審査答申第216号
令和4年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和3年9月28日付けで貴職から受けた、「①児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること、②教育・保育給付認定に関すること、③保育施設の利用調整及び入所に関すること、④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること、⑤家庭児童相談に関すること、上記業務に関して子の名前が記載されている書類」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年12月3日付け岩健支第1970号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し実施機関が行った、審査請求に係る処分を取り消し、対象文書並びに情報の全てもしくは一部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 個人情報不開示決定通知書の開示しない理由において、実施機関が特定した個人情報の名称「1. 平成31年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書、2. 保育施設利用申込書、3. 支給認定決定通知書、4. 特定教育・保育施設等利用調整結果通知書、5. 申込内容変更届、6. 特定教育・保育施設等利用内定通知書、7. 特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書①、8. 特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書

②、9. 変更届、10. 教育・保育給付認定変更申請書、11. 保育必要量変更見込届出書、12. 教育・保育給付認定決定通知書①、13. 教育・保育給付認定決定通知書②、14. 特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書①、15. 特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書②、16. 特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書③、17. 施設型給付費・地域型保育給付費等現況届（以下「特定した個人情報」という。）は、条例第14条第2号アに該当。開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとある。

これは、以前令和2年4月に審査請求者が子に関する個人情報不開示決定を受けた理由と同じ内容である（関連文書、岩健支第135号、岩区総第1142号、岩区総第1237号、さ情審査第34号）。

これらの内容から開示請求者以外の者というのは、子を現に監護するものと推察される。

令和2年7月31日に岩槻区役所で行われた口頭意見陳述、その際に提出した反論書並びに資料（令和2年6月27日付）にもあるように、この子を現に監護する者は、

ア、不貞行為を行い、家庭を壊し、子の生活環境をも壊した有責配偶者である。

イ、子を審査請求者である実父の許可なく、住民票を移し子を連れていった者である。

ウ、子を虐待していた者である。

エ、具体的根拠もなく、子と審査請求者である実父を引き離している者である。

上記内容は、実施機関は認知しているはずである。

付け加えて申しますと

オ、不貞行為に子どもを巻き込み、子へ精神的虐待を行った者である。

カ、不貞行為に没頭するあまり、育児を一時的に放棄した者である。

キ、時に、事実と異なる事を吹聴する者である。

また、審査請求者である実父においては一切の有責事項は無く、現在も面会交流を安全かつ継続的に実施しており、良好な父子関係を築いており、子からの信頼も厚いものである（宿泊による交流も実施済み）。

これらを踏まえると、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しない。

仮に該当するのであれば、どの点が正当な権利利益なのか明確にすべきである。

- (2) 「該当開示請求に係わる個人情報の内、児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事、及び家庭児童相談に関する事については、

条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため」とある。

しかし、条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる(開示請求に対する措置)。」とあり、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害する事について謳われておらず、条例第17条の開示請求を拒否する理由に該当していない。また、個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することに繋がる根拠が何もない。仮に該当するのであれば、具体的に各項目1～17において、どういう理由で個人情報の存在の有無を答えると不開示情報が開示する事になるのか、明確にすべきである。

(3) 上記の不開示決定は、開示請求者の正当なる権利利益を侵害しているものであり、権利の濫用であるといえる。

(4) 弁明書の6項(2)アについて

ア 子を現に監護する者とあるが、請求者は子の親権を有しており、子を監護する意思もあり、子と定期的な面会交流を行っており、養育に関わる費用も負担している。この点からも請求者が子を現に監護する者である事は明白である。

イ また、子が保育園に通園している事は、請求者は認知している。これは子を現に監護する者からの通知によるものであった。

保育園の所轄は厚生労働省であり、その根拠となる法令は児童福祉法である。児童福祉法第一章第二条②では「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」とあり、同第一章第二節第六条では「この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」とある。

上記ア、イにより、請求者は保護者であり、子を現に監護する者であり、児童の養育責任においても第一義的責任があるため、「開示請求者」の情報でもある。

(5) 弁明書の6項(2)イについて

ア 審査請求書にも記載したとおり、ここでいう子を現に監護する者は令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料(岩健支第135号、岩区総第565号、岩区総第1142号、さ情審査第34号(以下「口頭意見陳述及びその資料」という。))にもあったように、不貞行為を行

った有責配偶者であり、請求者と子どもを一方的に引き離れた者である。この事実については貴機関も承知のはずである。

この様な者に「正当な権利利益」は無いと言える。

これを正当な権利利益というのであれば、不貞行為、子を一方的に転居させ、片方の親と根拠なく引き離す行為を、貴機関は「正当」であると判断するものと解釈する。

イ 子を現に監護する者の権利利益が害するおそれがあるのであれば、請求者と子との面会交流などは実施されないはずである（面会交流中に子が保育園名を口にするおそれがあるため）。

しかし現在、請求者と子は健全かつ安全な面会交流を継続し、良好な父子関係を築いている。よってここでいう「社会生活上の利益を害するおそれ」は無いと言える。

ウ 「子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれ」とあるが、請求者と子を現に監護する者は未だ婚姻関係にあり、一定の情報共有は必要である。しかも開示請求をしているのは、請求者本人の子の名前の記載がある書類である。

具体的根拠もそのような事実も無く、請求者の正当なる権利利益を侵害し、犯罪者の様な扱いを受ける事には、大変遺憾である。権利の濫用と言える。

(6) 弁明書の6項(2)ウについて

審査請求書にも記載したとおり、ここでいう子を現に監護する者は令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料にもあったように、以前子に虐待といえる内容の行為を行っていた。

これは、岩槻区役所健康福祉部支援課（以下「支援課」という。）も知る情報である。

現在の状況はその限りではないが、将来的に再発するおそれを払拭するためにも、継続的に子の健康、生活を保護するために開示が必要であると考える。

開示が認められないのであれば、子への「怒鳴る、叩く、叱咤する」ことに対し、貴機関は問題ない行為と判断したと解釈する。

(7) 弁明書の6項(3)アについて

ア 内閣府のホームページによると、児童手当の支給対象は「中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方」とある。

請求者は上記(4)より、子の保護者であり、子を扶養している者である。

万一児童手当が支給されていない場合は、請求者は支給対象であるため支給を受ける意思がある。そのため、「児童手当及び児童扶養手当

での認定及び支給に関すること」において、条例第17条の適用は、不適切である。

イ 「家庭児童相談に関すること」とあるが、令和2年11月19日に提出した「岩健保セ第2468号」「岩健保セ第2469号」では個人情報の一部が開示されている。

岩槻区役所健康福祉部保健センター（以下「保健センター」という。）と支援課において、ここまで解釈に差があるのは不適當である。保健センターが一部開示している以上は、開示すべきである。

(8) 弁明書の6項(3)イについて

上記(5)と同様の反論をする。

(9) 弁明書の6項(3)ウについて

上記(6)と同様の反論をする。

(10) 上記(4)～(9)より、条例第14条の適用は適切では無い。

(11) 弁明書の6項(4)審査請求人の主張に対する反論について

ア 本件は請求者の子の名前の記載されている書類の開示を求めている。

ここでいう第三者(当市に住所を有し、子を現に監護する者)の情報であるという認識自体が不適當である。

イ 法的保護の対象とあるが、請求者は子の親権を有しており、子を監護する意思もあり、子と定期的な面会交流を行っており、子を扶養しており、養育に関わる費用も負担している。この点からも請求者が子を現に監護する者である。

よって、請求者自身も法的保護の対象である。

ウ また、個別訴訟手続きとあるが、本件は子を現に監護する者を対象としているものではない。適正手続きによって、貴機関に開示請求を行っているものである。なんら問題は無い。

また、個別訴訟については請求者本人の自由であり、経済的理由や時間的理由などにより個別訴訟が行えない事情等もある。強要されるものではない。

また、ここで言う子を現に監護するものと請求者の法的紛争は、現在無い事を付言しておく。

エ 令和3年3月2日付の審査請求者が提出した審査請求書の5項の「これは、以前令和2年4月に審査請求者が実子 —中略— 上記内容は、実施機関は認知しているはずである」について、貴機関は一切回答がない。

もし、上記内容を踏まえて貴機関からみた「客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する」のであれば、児童虐待の防止等に関する法律の第二条の解釈が適切になされていない。

また、同法第四条7を妨害する行為であると言える。

オ 個人情報不開示決定通知書(岩健支第1970号)において、開示しない理由が条例第17条に該当するのであれば、特定した個人情報全ての存否を明らかにすべきでない。明らかに矛盾が生じている。

条例第14条並びに第17条の適用は適切では無い

(12) その他の事項について

ア 「子の保育園に関する情報」であるが、保育園自体の環境が適切かどうか保護者として懸念が残る自体が発生した。

令和3年3月20日には、予定していた面会交流において子が右耳を大きく腫れた状態で姿を現した。連れてきた保護者は「保育園でこうなったかはわからない」などと言っており、保育園の環境が不適切である疑念が残った。

令和3年4月3日には、予定していた面会交流において子が蕁麻疹を発症したため交流が中止。それにも関わらず保育園には通園した可能性もあり、保育園の環境並びに登園の受け入れ状況に疑念が残った。

令和2年7月18日には、手足や身体に多くの虫刺されの様な跡が子に見受けられた。これも連れてきた保護者の生活環境によるものなのか、保育園の環境によるものか請求者には不明なため、保育園に対する疑念が残った。

また、厚生労働省令和3年4月12日「全国の自治体で2019年度に、子どもへの暴言や乱暴な関わりなど「不適切な保育」が345件確認された初めての実態調査で分かった。虐待に当たるとみられる事案もある」としており、保護者としては子の状況を把握する必要性がある。

イ 請求者は子の保護者であり、子どもの権利条約(日本も批准国)第18条、児童虐待の防止等に関する法律第四条7項、民法第820条からも、子の利益のために子の監護及び教育をする権利と責任、義務を負うものである。

子の情報を知るという事は、上記権利と責任、義務を果たす上で必要事項である。

ウ 請求者は以前、児童手当を受給していた者である。しかし、現受給者によって一方的に受給を停止された経緯がある。

これが正当なる手続きを踏まれたか、精査する必要がある。他の書類についても正当な手続きが行われたか、事実と異なっていないかなど、精査が必要である(児童扶養手当等)。

現在、不正受給などが多く発生している現実を考えると、情報開示の必要性があると言える。

(13) 結論

以上より、実施機関（担当課 支援課）が令和2年12月3日付岩健支第1970号にて通知を行った個人情報不開示処分は不当なものであり、個人情報は開示すべきものである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

- (1) 令和2年11月19日付けで審査請求人から、子の法定代理人として、実施機関に対し本件対象個人情報の開示請求があった。
- (2) 実施機関は、令和2年12月3日付けで特定した個人情報については条例第14条第2号アに該当し、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとして、児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事、及び家庭児童相談に関する事については、条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとして、個人情報不開示決定を行った。

2 本件処分に違法、不当はないこと

- (1) 実施機関は、本件対象個人情報中の「②教育・保育給付認定に関する事、③保育施設の利用調整及び入所に関する事、④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事」の業務に関して子の名前が記載されている情報として、特定した個人情報を特定した。

- (2) 特定した個人情報が条例第14条第2号アに規定する不開示情報に当たることについて

ア 特定した個人情報は、審査請求人以外の者である、子を現に監護する者から提出された書類及びその書類に伴い生じる実施機関の判断を、子を現に監護する者を名宛人として通知したものである。

したがって、特定した個人情報は保育園の申込みを行った子を現に監護する者に関する情報である。よって、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあっては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された運転免許証によれば、開示請求時において審査請求人と子とは住所が異なること、令和2年4月16日付け岩健支第135号にて不開示決定をするに至った経緯及び、本件開示請求がされたという事実そのものから、本

件開示請求日現在、審査請求人と子が別居しており、審査請求人が、子の通園する保育園の場所及び園名等の情報を知らないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、特定した個人情報、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、特定した個人情報を不開示決定とした本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 本件対象個人情報中の「①児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事、⑤家庭児童相談に関する事」の業務に関して子の名前が記載されている情報（以下「本件情報」という。）が条例第17条に規定する個人情報の存否に関する情報に当たることについて

ア 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」は手当の支給対象者からの申請に基づき、認定及び支給を行うもので、手当の申請に対する実施機関の判断を行うものである。また、「家庭児童相談に関する事」については、子育ての悩みを抱える人から、子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行などに関する相談を、家庭児童相談室の相談員が受けるものである。

よって、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」の情報は、当市に住所を有する子を現に監護する者に関する情報であり、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあつては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された運転免許証によれば、審査請求人が当市に住所を有していないことから、当市にて児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給を受けていないこと及び家庭児童相談を受けていないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監

護する者のプライバシー、及び平穩に当市にて暮らす社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、本件情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、本件情報は、条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たる。

オ 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」は、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報にあたる手当の申請の有無や家庭児童相談の有無を開示することとなる。

カ 以上より、本件情報は、条例第17条に規定する、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる情報にあたるため、本件情報の不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。

(4) 審査請求人の主張に対する反論

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、特定した個人情報の開示に当たっては、開示請求者以外の者というのは、子を現に監護するものと推察され、その開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しないと主張する。また、仮に該当するのであれば、どの点が正当な権利利益なのかを明確にすべきと主張する。

次に、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」について、条例第17条は開示請求者以外の者の正当な権利利益を害することについて謳われておらず、条例第17条をもって開示請求を拒否する理由に該当しないと主張する。

次に、個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することに繋がる根拠がないこと及びどういう理由で個人情報の存在の有無を答えると不開示情報が開示することになるのか明確にすべきと主張する。

また、上記の不開示決定は、開示請求者の正当な権利利益を侵害しているものであり、権利の濫用であると主張する。

イ 審査請求人の主張に対する反論

まず、本件処分の理由における「開示請求者以外の者」である第三者

とは当市に住所を有し、子を現に監護する者である。

次に、一般的に、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて子を現に監護する者と他の親権者の双方で主張が対立している場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めるためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別訴訟等の適正手続きによって実現されるべきものである。

よって、条例においては、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する。

次に、特定した個人情報については、子を現に監護する者から提出された書類及びその書類に伴い生じる実施機関の判断を、子を現に監護する者を名宛人として通知するものである。また、該当する情報は、子の保育園に関する情報であり、前記(2)のとおり、このような情報を第三者に知られず、平穩に保育園を利用するという権利利益は、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益」に該当する。そして、前記(2)で述べた事実関係においては、本件開示請求で開示を求められている情報は、同号アに規定する「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」と認められる。また、前記(2)で述べたとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

よって、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号に規定する不開示情報に該当する。

次に、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」について、前記(3)のとおり、条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たり、前記(3)で述べた事実関係においては、本件情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるため、条例第17条に基づき当該個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができる情報に該当する。

また、上記の不開示決定は条例第17条に基づき不開示決定をしているものであり、権利の濫用には当たらない。

(5) 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

(1) 審査請求人が開示を求める個人情報とは、「①児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること、②教育・保育給付認定に関すること、③保育施設の利用調整及び入所に関すること、④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること、⑤家庭児童相談に関すること、上記業務に関して子の名前が記載されている書類」であり、審査請求人は条例第12条第2項の規定に基づき、子の法定代理人として本件開示請求をしたものである。

(2) 実施機関は「②教育・保育給付認定に関すること」、「③保育施設の利用調整及び入所に関すること」、「④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること」の業務に関して子の名前が記載されている情報については、「特定した個人情報」を特定したうえ、条例第14条第2号アに該当するとして、文書不開示とした。

「①児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること」、「⑤家庭児童相談に関すること」の業務に関して子の名前が記載されている情報については、条例第17条に該当するとして、存否応答拒否とした。

(3) これに対し、審査請求人は、実施機関の不開示決定について、条例第14条第2号ア及び条例第17条に該当する情報ではないことなどを理由として、本件処分を取り消しを求めて本件審査請求をした。

2 本件処分の当否について

(1) 特定した個人情報を、条例第14条第2号アを理由に不開示とした処分について

ア 実施機関が特定した、「特定した個人情報」は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、子ども・子育て支援給付（施設等利用給付）に関する文書である。

特定した個人情報の名称に該当する様式を当審査会において見分したところ、保育施設等利用を内容とする保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）からの申込等の文書及びそれに伴い生じる実施機関の判断を保護者宛てに通知する文書であると認められた。

イ 上記のとおり、特定した個人情報は、子を現に監護する者から提出され、子を現に監護する者宛てに通知されたものであり、子を現に監護する者に関する情報及び子に関する情報が記載されている文書であることが認められる。

そうすると、子を現に監護する者についての情報は、開示請求者以外の者に関する情報であるから、条例第14条第2号の第三者情報と認

められ、また、子に関する情報は、開示することが子を現に監護する者の利益に反すると認められる場合もあることから、開示することにより子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかを検討されなければならない。

ウ 一般的に、子を現に監護する者が子を保育園に通園させている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。

その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて、子を現に監護する者と他の親権者の主張が対立している場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めるためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別の適正手続によって実現しなければならない。

しかしながら、一定の情報を取得した者が、客観的状況を変更させようと話し合いや適正手続を経ずに一定の行動にでることが希ではないことは社会に広く知られているところである。

したがって情報の開示を求められた機関には、これらを踏まえた慎重な態度が要求されることになる。

エ 情報の開示を求められた機関は、開示請求に関する客観的な事実と当該情報の性質そのものから、客観的に子どもの生命、身体又は財産、そして子を現に監護する者の生活状況等のプライバシーを害するおそれがあるか否かについて判断をすることが相当であり、審査請求人が子等の生命、身体又は財産に関して個別的知識を有していると主張しているか否かは問題とするまでもない。

オ 特定した個人情報、子を現に監護する者が、保育を希望する理由、利用希望保育施設、児童の送迎予定に関する事項、保育施設利用申込内容の変更に関する事項等を記載した文書を提出し、実施機関が、それらに対応する判断を子を現に監護する者を名宛人として通知するものであると認められる。

したがって、このような情報が開示された場合、子を現に監護する者のプライバシーや、子が利用する保育施設や、子の通園の状況等の情報が明らかになり、結果、審査請求人が関係者に自らの親権者としての正当性・相当性を主張するための働きかけを行う等の行動を誘発するなどにより、子を現に監護する者と子の平穩に保育園を利用する安定的な生活を阻害するおそれがないとは言えない。

カ よって、特定した個人情報は、子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがある情報であると認めることができる。

そして、この情報は子を現に監護する者あるいは子（以下「当該第三

者」という。)によって、又は当該第三者に対して生ずる人の生命、健康、生活又は財産への危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図る観点から開示することが必要である情報とは認められないことから、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しない情報である。

以上のことから、実施機関が、特定した個人情報を条例第14条第2号アに該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

(2) 本件情報を、条例第17条を理由に不開示とした処分について

ア 条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求のあった個人情報について、当該個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求のあった「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」についての個人情報の存否を回答するだけで、条例第14条第2号アの不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせず、不開示決定をしている。

イ 児童手当は、児童手当法（昭和46年法律73号）に基づき、児童を監護し、かつ、生計を同じくする者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童手当・特例給付認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、金融機関、職業、配偶者の氏名、対象児童の情報等を記載し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、支給対象児童の年齢区分別人数及び手当月額等を記載した「児童手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、請求を却下した理由等を記載した「児童手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

次に、児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、父母が離婚等した児童を監護する者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童扶養手当認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、対象児童氏名、対象児童の父母の情報等を記載

し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、住所、対象児童氏名及び手当月額等を記載した「児童扶養手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、住所、請求を却下した理由等を記載した「児童扶養手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

ウ 実施機関の説明によると、審査請求人は当市において児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていないということであるから、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が請求を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていれば、当然各請求書及び各通知書には前述イの内容の、子を現に監護する者の情報が記載されることとなる。前述イの内容の情報は、開示請求者以外の者に関する情報であり、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、子の名前が記載された「児童手当・特例給付認定請求書」、「児童手当認定通知書」または「児童手当認定請求却下通知書」、「児童扶養手当認定請求書」及び「児童扶養手当認定通知書」または「児童扶養手当認定請求却下通知書」（以下「手当請求書等」という。）は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。当該手当請求書等の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、児童手当及び児童扶養手当の請求を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、子の名前が記載された「①児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

エ 家庭児童相談は、子どもの性格、生活習慣、知能、言語、学校生活、非行、家族関係等に関することについて、相談を希望する者に対して家庭児童相談室の相談員が窓口又は電話で相談を受けるものである。家庭児童相談室は、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に相談者の氏名、住所、家族状況（同居人不在者含む）及び相談事由等を記載し、相談の記録を残している。

実施機関の説明によると、審査請求人は当市において家庭児童相談

を行っていないということであるから、「家庭児童相談に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が家庭児童相談を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が家庭児童相談をしていれば、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に子を現に監護する者の情報が記載されることになる。これらの情報は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、子の名前が記載された「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。

これらの不開示情報の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、子について何らかの家庭児童相談を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、子の名前が記載された「⑤家庭児童相談に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

オ 以上のことから、実施機関が本件情報を条例第17条の存否応答拒否を理由に不開示とした本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年	9月28日	諮問の受理（諮問第559号）
②	令和3年	11月18日	審議
③	令和3年	12月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和4年	1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和4年	3月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	水口匠	弁護士

(五十音順)